年末年始火災予防運動

期間　平成 25 年 12 月 20 日(金)～平成 26 年 1 月 10 日(金)まで

全国統一防火標語

「消すまでは　心の警報　ON のまま」

季節がら暖房器具などで火を使う機会が多く、また、年末年始は何かと忙しいため、火に対する注意がおろそかになりがちです。一人ひとりが防火に心がけ、火災の無い年末年始を迎えていただくために火災予防運動を実施します。

事業所のみなさまへお願い

自主防火管理の推進

消防訓練の実施

万が一の災害に備え、通報、消火及び避難訓練は繰り返し実施することが大切です。

従業員全員が災害時に対処できる知識や技術を身につけましょう。

避難施設、消防用設備等の維持管理

防火戸や階段には、避難の障害となる物品を放置しないよう適正な管理をしましょう。

また、消防用設備等は火災から人命や財産を守るための大切な設備です。常時、機能・性能を確保し、非常時に確実に作動するよう維持管理に努めましょう。

火気使用設備・器具等の火気管理

厨房部分の火気使用設備・器具等が可燃物と接触・接近していないか確認しましょう。

コンロ上部の天蓋、ダクトの油汚れ等を放置する事により火災危険があります。日頃から清掃を心がけましょう。

また、喫煙場所の火気管理を徹底しましょう。

住民のみなさまへお願い

住宅用火災警報器設置推進及び維持管理

全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。
大切な命を守るために、まだ設置されていない住宅は、至急設置してください。
設置場所については、「台所」・「寝室」・「階段」です。
（※「階段」については上階に寝室がある場合）

維持管理について

① 住宅用火災警報器にホコリやクモの巣が付くと、火災の煙を感知しにくくなります。定期的に乾いた布等で軽く拭きとり掃除してください！
② 月に１回程度は、作動点検してください。点検方法は機種により異なりますので、詳しくは取扱説明書で確認してください！
③ 電池の寿命は機種により異なりますが、多くの機種がおおむね 10 年です。本体もセンサー等の寿命により、交換が必要になる場合があります。10 年を目安に機器を交換してください。

露店を開設する際のお願い！

祭、地区行事、各種イベント等で露店を開設する際は、事前に「露店開設届出書」を消防署に届出してください。

－問合せ先－

宮津与謝消防署	４６－６１１９	宮　津　分　署	２２－０１１９
加 悦 谷 分 署	４２－０１１９	橋　北　分　署	３２－０１１９